

第11日目(6月20日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、消防長から葬儀のため欠席、消防次長代理出席、「天地人」推進事務局長から公務のため欠席の届が出ておりますので、これを許します。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 これより表彰伝達式を行います。この表彰は全国市議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 それでは被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお敬称は略させていただきます。恐縮ですがお名前を申し上げましたら前の方にお並びいただきたいと思います。

全国市議会議長会表彰規定に基づき、表彰を受けたもの。上村一郎市議会議員在職10年以上表彰であります。次に駒形正博、同じく在職10年以上表彰であります。以上2名の方が表彰を受けられました。おめでとうございます。

(拍手)

議長 表彰状、南魚沼市、上村一郎殿。あなたは市議会議員として13年、市政の振興に努められたその功績は著しいものがありますので、第84回定期総会にあたり、今回表彰規定により表彰いたします。平成20年5月28日、全国市議会議長会会長、藤田博之 代読。どうもおめでとうございます。

(拍手)

表彰状、南魚沼市、駒形正博殿。あなたは市議会議員として11年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第84回定期総会にあたり、今回表彰規定により表彰いたします。平成20年5月28日、全国市議会議長会会長、藤田博之 代読。

(拍手)

議長 ここで市長より祝辞をお願いいたします。

市長 本日ここに全国市議会議長会表彰をお受けになりました南魚沼市議会議員、上村一郎様、駒形正博様。心からお祝い申し上げますとともに、市民を代表して一言、皆さん方に感謝としてお祝いを申し上げたいと思っております。

ご両名様は長年にわたり市の発展にご尽力いただきました。心から感謝を申し上げます。このたび表彰を受けられましたお二人は、その円満な人格と市政に対する熱意により市民の厚い信頼を受けられ、町議会議員から継続して、上村議員におかれましては23年以上、駒形議員におかれましては19年以上の長きにわたり在職をされております。その豊富な経験と卓越した手腕を生かされ、市政の円滑な運営と健全なる発展に終始一貫ご

努力賜りましたことに心から敬意を表したいと存じます。

上村議員におかれましては六日町議会において、社会厚生委員長として、駒形議員におかれましては、合併前の重要な時期に大和町議会議長として、そしてまた合併後の初代市議会議長としてその要職を遂行されました。それぞれ豊かな識見と卓越した手腕をもって議会の円滑な運営に努めるとともに、執行部と議会の調整役として多大なご貢献をなされてまいりました。そのご功績に対し、あらためて敬意を表するものであります。

第二期地方分権改革の推進において、地方が主役の国づくりが掲げられているように、地方が果たす役割りはますます大きくなる時代にあります。地方は厳しい財政状況の中で人々の生命と財産を守るために苦闘を続けております。このような中で地方自治の健全なる発展のために果たす地方議会の役割りはますます重要になってきており、当南魚沼市にあっても、魚沼の中核として重大な役割りを担うことになり、議員の皆さま方が任うこの使命はまことに大きなものがあるかと心から思っているところであります。

受賞されましたお二人には今後ともご自愛をいただきまして、南魚沼市発展のために、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、今日の慶事を心からお祝い申し上げ、甚だ簡単でございますけれどもお祝いの言葉とさせていただきます。平成20年6月20日、南魚沼市長、井口一郎。本当におめでとうございました。心からお祝い申し上げます。

(拍手)

議長 被表彰者より謝辞をお願いいたします。最初に上村一郎君よりお願いいたします。ご登壇してお願いいたします。

上村一郎君 おはようございます。今ほどは身に余るというか、自分にとっては表彰してもらおうような男ではないと思っておるところに表彰いただきまして、感無量でございます。同僚議員の皆さん方、また執行部の皆さん方には、おそらく足手まといになったり、言葉も知らない、乱暴な言葉づかいもあつたりで、大変ご迷惑をかける一方だったと思っております。しかし、こうして表彰いただきましたので、皆さま方に心から御礼を申し上げたいと、こんなふうに思っています。大変どうもありがとうございました。

ちょっと長くはしゃべりませんが、考えてみますところ、今の年数を聞いて、あんなるほどという考えを持ちましたけれども、議員として長ければいいという考えは毛頭ありませんでした。ただ、運がいいというのか、技量がなかったというのか、三代の首長には首長与党として仕えさせていただきまして、正直申し上げまして、言いたいことや一般質問をしたいことも数々ありましたけれども、首長与党という立場からなるべく細かいことには触れないにしようという考えでずっと6期、あと1年を残すところあと6期なんですけれども務めてまいったつもりでございます。

しかしながら、あまりにも将来を考え、これは間違いだかなと思うときは大きな喧嘩も何回かやりました。長い間ですので、与党といいながらも反対討論に立って、朝飯前から大和、湯沢まで飛び回って1回否決をすることに至ったこともございます。あと大きな問題として

は、私になるちょっと前でしたけれども、野瀬ヶ原だとか、橋上駅だとか、ラ・ラだとか、運動公園だとか、いや焼却場だとか。その他自分にとりましては、庄之又の信号から鉄道の下をくぐる大問題だとかいろいろありましたけれども、そう自分の思ったこと、行動が間違っただとは思っておりませんが、今一番これでよかったかなと思うことは、橋上駅であります。時が経つまでは感じませんでしたけれども、六日町駅のままもっと田舎らしい駅をつくれなかったかと。しかし、あの当時は大谷町長さんでありましたが、何回かいろいろなところに町長さんと視察を一緒にしまして、橋上駅などというものが六日町にできれば素晴らしいものだと思っていましたけれども、今となってみて、あまりいいことであったかどうかちょっと首を傾げております。

そのほかにも役場の駐車場の消パイ問題もありました。このときも喧々囂々でございましたし、ラ・ラのときも凄いものがありました。しかし、こうやって時が経ってみると、そうか、政治というものはこんなものか。細かいものは抜きにしても、こういうことは大変なことなのだとなつて、つくづく感じる今日でございます。

でも今日、こうやって表彰なんていうものをいただきまして、しかも自分ごとですけれども大病を病んでしまって残されたあと1年半、一生懸命で皆さまの邪魔にならなように、首長与党として頑張りたいと、こんなふうに考えております。今後ともひとつよろしく願いいいたします。今日は大変ありがとうございました。

(拍手)

議長 次に駒形正博君より願いいいたします。ご登壇して願いいいたします。

駒形正博君 どうもおはようございます。ただ今は全国市議会議長会より市議会議員として10年以上という表彰をいただきました。これは聞くところによりますと、町会議員の経験年数を市議会議員に換算し、さらに市議会議員となって3年以上経過したものということだそうでありまして、当議会からは上村先輩と私の二人だということをお聞きしまして、まさに身の引き締まる思いでございます。

まだまだ町議会の名残りが多々残る当議会、今後、南魚沼市市議会が一日も早く市議会らしい市議会に近づくことを目標に、皆さんと共に今後努力を続けてまいりたいと考えております。いろいろ話せば思い出もありますが、この表彰をいただいたことは、引退された先輩の議員の皆さんのご指導、そして今ここにいる同僚の皆さん方からご指導いただいて今日があると考えております。今後とも皆さま方からご指導ご鞭撻を心より願いい申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

(拍手)

議長 報告いたしますけれども、ご両名におかれましては、去る4月24日に北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられましたので、この場をお借りしまして報告を申し上げます。

(拍手)

議長 以上で表彰伝達式を終わります。後片付けのために暫時休憩といたします

ので、このまましばらくお待ちください。

(午前9時45分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時47分)

議長 日程第1、平成20年請願第4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願、および日程第2、平成20年請願第5号 へき地級地見直しに関する請願の以上2件を一括議題といたします。総務文教委員長、笠原喜一郎君の審査報告を求めます。

笠原総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会に付託をされた審査結果を報告いたします。請願第4号、30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願。これにつきましては、全会一致で採択ということであります。

続きまして請願第5号のへき地級地見直しに関する請願につきましては、賛成多数で採択という結果であります。以上であります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成20年請願第4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成20年請願第4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって平成20年請願第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 平成20年請願第5号 へき地級地見直しに関する請願に対する討論を行います。反対の方です。

関 常幸君 反対の立場で討論に参加いたします。へき地ということに関しましては、交通条件、および自然的、経済的、文化的条件に恵まれない地域というようなことであります。それで当南魚沼市には小学校が20ありますが、そのうちへき地ということとされてい

るところが三用小、赤石小、後山小、城内小、五十沢小、西五十沢小学校です。それから第二上田小、栃窪小であります。例えば後山、栃窪についてはわかるといたしまして、あとの小学校がそういうふうなのに該当するでしょうか。そして中学校では城内中学校と五十沢中学校です。そしてまた教育という現場で子どもたちに「へき地」というふうなことで教えられるのでしょうか。私は見直しをすべきだというふうなそういう観点から反対ということで討論に参加いたしました。ぜひ皆さんからも反対ということで賛同いただきたいと思います。以上であります。

議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私はこのへき地級地見直しに関する請願につきまして、賛成の立場で討論に参加いたします。今、関議員、へき地というもののとらえかたといいますか、そういう言葉を子どもたちに教育として伝えられるかというような話がありました。今はこういう交通事情ですので、そういうのは教育として、へき地というのは子どもたちにあえて言わなくても、私はいいことだと思います。ただ、だけれどもこの法の趣旨というのは、子どもたちにそういうことを伝えるその意識を植えさせるということではなくて、実際問題としてへき地というのは、今、関議員がおっしゃいましたようにいろいろの観点からやはり都会と比べまして、教育環境がまだまだ遅れているというところについて国の支援を与えながら教育のそういう中山間地、離島の教育の振興を図っていくということですので。そういう子どもたちの精神論とは離れて、現実的な問題としてやはり考えなければならないところがあるというふうに私は思っております。

そしてまたへき地級地に指定をされますと、例えば学校の建替えとかスクールバスとかというところについては国の支援があるわけでありまして、そしてまたいい教員の確保のためにも教員の手当が配慮されているというところもあるわけでありまして。この請願はこのへき地の見直しをするなどというようなことではありませんで、そういういろいろな実情があるそういう中でその実情を汲んで、豪雪地帯とか、離島とかそういうところを汲んで見直しをしてくれというような請願趣旨であります。私はこの請願はやはり皆さんの同意を得て通していただきたいというようなことであります。というような立場で討論に参加させていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成者の発言を許します。

笹木信治君 私はこのへき地級見直しに関する請願書を賛成の立場で討論いたします。多くは言いません。この「へき地」という言葉について今、議論がありましたので、私はへき地に住む者として討論に参加したいとそう願っただけであります。関議員は本当に善意からですけども、へき地という言葉子どもにどうこうというのは、やはりへき地というその語韻といいますか言葉に対するわだかまりがあるのですね。私はこれは一般的にそういう平場、へき地という場合にはへき地の方に何かそういうちょっとしたわだかまりを皆さん

が持っていらっしゃると思うのです。

しかし、考えてみますと日本の国土というのは7割が山ですから、多くはへき地に住んでいるわけです。私はそういう意味でもこのへき地という言葉、やはりそこに住む人たちが、へき地に住んでいることで肩身の狭い思いというようなことはあるべきではないので、へき地の見直しとか何とかと言いますけれども、それ以前の問題ではないかと思うのです。

もちろんさらにもっとそういうへき地条件を増やすという立場で行政はあるべきであって、これを見直して減らすというようなことは、交通事情がどうこうということではないと思うのです。そういう意味で、この請願の趣旨には賛成でありますので、以上賛成討論とします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年請願第5号 へき地級地見直しに関する請願。本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成20年請願第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、平成20年請願第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、および日程第4、平成20年陳情第5号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める」意見書の提出を求める陳情の以上2件を一括議題といたします。産業建設委員長、樋口和人君の審査報告を求めます。

樋口産業建設委員長 それでは産業建設委員会に付託されました2点につきまして審査の報告をさせていただきます。まず請願第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願につきましては、紹介議員の笹木議員から説明をいただきその後質疑、そしてそれぞれ意見を聴取した後、賛成少数ということで、請願第6号につきましては不採択とすべきものと決しました。

続いて陳情第5号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める」意見書の提出を求める陳情であります。この陳情につきましては、賛成多数で採択とすべきものと決しました。以上、報告終わります。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

笠原喜一郎君 請願第6号の方についてお聞きをいたします。不採択というふうなことでありますけれども、どのような質疑というかがあったかちょっとお聞きをいたします。

樋口産業建設委員長 質疑ですけれども、1点目はちょっと文言のことについての質問でした。この点については文言といたしますが、最初の表題の件と、今度請願についてのところが少し言葉が違ったということで、その辺の疑問が質問して出されましたけれども、内容

として言葉が違うだけで意味としては同じだということで説明を受けました。

それからもう1点、この農協JAさんと今のこの農民運動という請願を出しているところとの横の連携はどうなっているかということの質疑がありました。これにつきましては、農民運動については今ちょっと低迷していると。JAさん、農協が今はこのミニマムアクセス米の輸入を止めるということで運動を続けてきたのですが、今、生産調整というのを進めている中で農協についてもこの運動は止めているということで、二つの質疑があったということです。

阿部久夫君 1点、陳情第5号の方についてお聞きいたします。委員長報告は賛成多数ということでありませけれども、反対された方もいるというわけですから、どのような反対意見があったのかをお願いいたします。

樋口産業建設委員長 陳情5号・・・(「そうです」の声あり) 国による公的森林整備の推進ということですが、この件につきましては特に意見というよりは、それぞれ会派でまとめていただいたことを聴取した中で、意見というよりはいきなり皆さんのどういうふうにしますかということをお聞きしたい中で決しました。

中沢俊一君 請願第6号についてお伺いしますが、ご承知のとおり、農業者人口というのが2.4パーセントということでありまして、それはいろいろな関係で工業製品の輸出に関するからこのミニマムアクセス米を輸入しなければならないと、そういうふうな経過があるわけでありませけれども。私はこれを市長が常々言っていたように、この地域の基幹産業は農業であります。この基幹産業、農業を抱えているこの議会の中で、あえてこの請願に反対しなければならないというそういう意見があったはずでありますから、その辺のことも理由として聞かせて欲しいと思っています。

樋口産業建設委員長 この件につきましては、もちろん請願といいますが意見書として出てくるというのはいいということなのですが、その当時これに賛成をした細川内閣ですか、その頃からずっときたときに、今、日本国政府としてこの問題を進めているというときに、南魚沼市議会ということで意見書を出すのはいかがなものか。それぞれの団体が出していただくのはこれは結構でしょう、ということの意見でありました。

中沢俊一君 日本全国を代表して、何ていいますかこの議会が考えることは私はないと思っていますけれども、ではこの請願を支持するといえますか、賛成者のそういう意見があったかどうか。それも聞かせてください。

樋口産業建設委員長 特に賛成の方からは意見が出ておりません。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませ。よって質疑を終わります。

議長 平成20年請願第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願に対する討論を行います。

(「賛成討論です」の声あり)

議長 賛成でいいです。

牛木芳雄君 私は請願第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願に賛成の立場で討論をしたいと思います。ご承知のように1993年のウルグアイラウンドの合意に基づいて、最低輸入義務として1995年から輸入をし続けられているわけでありまして。今、私は義務と申し上げましたけれども、このように義務と誤解をしている人が大変多くいるわけでありまして。かつて私もそう思っていたわけでありまして、しかし、これは本来は義務ではなくて、ミニマムアクセスとはその機会を提供することだということでありまして。これは平成6年5月27日の衆議院予算委員会で政府見解として出しているところでありまして。

ちょっと調べてみたのでありますが、フリー百科事典のウィキペディアというのですか、ここにはこのように記載をしております。「政府は一貫して対外的な義務であるかのように印象を国民に与えるよう説明をし続けている。これを受けて、国民は義務であるかのように誤解が広がり、マスコミ報道においても日本は米を一定量輸入する義務があるなどと表現が見られることは残念だ。」このように表記をしているわけでありまして。

現在、世界の飢餓人口は8億人。8億人を上まっておるわけでありまして、そして餓死者も出ている。こういう国もある中で、食糧の価格が高騰しております。この原因はいくつかあります。いくつかありますけれども、将来に向けて確実に穀物、特に穀物であります、この不足が懸念されている今、MA米 MA米と今後申し上げますけれども MA米を市場に今買い付けているわけでありまして。このことによって市場価格を吊り上げ、飢餓に苦しむ国々に行き渡らない仕組みを作られているとしたら、私は人道上の問題にもなるのではないかというふうに思っています。そしてこのMA米を援助米として拠出をしている。全く理解のできない輸入であります。

国内的であります、平成5年12月17日の閣議了解ではMA米の受け入れにあたっては、輸入に伴う転作の強化は行わないとしています。また、このMA米の販売にあたっては、国産米の自給にできるだけ影響のない、影響を与えないよう加工、業務用これを中心に供給をする。そして一部は備蓄に回す。このようにしているわけでありまして。しかし現在、毎年毎年77万トンもの輸入をし続けているわけでありまして、市場経済において農産物、これが2割超過をすると価格は暴落すると言われていたわけでありまして。実際に日本国内の流通量の1割弱にあたる米が国内に入ってくるわけでありまして、食用、加工、援助、そして備蓄。それぞれに利用されているわけでありまして、現在の低価格傾向の米価、これに拍車をかけていることは事実だと私は思っているわけでありまして。

減反をしてなぜ輸入をするのか。こういう国民の大きな疑問が出てくることは当然であります。したがってこの請願にありますように、MA米の輸入を一時中断をして、そして制度の見直しをWTOの場で強力に働きかけていただきたい。こういう請願であります。そして政府から関係機関に働きかけるようにという請願であります。私は至極当然なことだと。当然な請願であると、このように考えてこの請願に賛成をするところでありまして。大勢の議員各位からご賛同をいただきたい。よろしく願いいたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年請願第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成20年請願第6号は採択することに決定いたしました。

議長 平成20年陳情第5号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める」意見書の提出を求める陳情に対する討論を行います。反対者はいませんか。

では賛成。

阿部久夫君 陳情第5号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める」意見書について、賛成の立場から討論させていただきます。先ほど委員長の報告によりますと賛成多数ということではありますが、正直なところ反対者がいるということでもあります。この今の森林事業に関して、この地域、また日本全国どういう状況におかれているか、ここにおられる先生方は全部もう既にわかっていることだと思っています。

この林業をやっている方も非常に大変な生活をしている。また、この林業における多面的な役割。私は正直なところここで申し上げるまでもないと思っています。やはり今、地球の温暖化問題は大きな問題です。今回の環境サミットでも取り上げられます。日本はこの100年間に1度気温が上昇したと言われています。世界的においては0.6度だそうです。約2倍近い、日本はそういう立場になっています。1度上がるということになりますと、非常にこういった生物、また全ての動物でしょうが、海中の魚であろうが全部みんな変わってきます。当然我々の農業も変わってきます。

また、森林の果たす役割りは大洪水におきまして、洪水を守ったり、そして地域の環境を守ってくれております。今、正直なところ林業に対しては非常に何か、外国の材木や何かには押されて本当に手薄になっています。私たちの地域も正直、林業に関しては何にもならないというふうに今どこでもそういう状況であります。

しかし、林業に対してはきちんとやはり手当をしていただいて、そして環境を守っていただかなければ益々大変な問題になると思っています。どうか皆さん、この林業に対しての陳情第5号に対しては全員あらためて賛成していただくよう、お願い申し上げまして討論を終わります。

議長 本陳情に反対者の討論はありませんか。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年陳情第5号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める」意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成20年陳情第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、平成20年請願第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回の意見書を国に提出することを求める請願を議題といたします。社会厚生委員長、牛木芳雄君の審査報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは請願の審査報告を申し上げます。平成20年請願第7号後期高齢者医療制度の中止・撤回の意見書を国に提出することを求める請願であります。賛成少数で不採択と決しました。以上です。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたしますが、賛成少数ということではありますが、どのような反対意見が出たか教えていただきたい。

牛木社会厚生委員長 議論がいっぱいありました。まず若者が年寄り、高齢者の負担の問題です。若者に負担が多くかかる。子ども、若者が年寄りの3分の1ですか、になるのでそんなに負担をしななければならないのかということもありました。それから例えばこの地域で20万円以上の年金をもらっている方もたくさんいるわけでありまして、今、若者の中には二人で子育て真っ最中の皆さんが稼いでいても、なかなかそれに満たない若者の給料ということもありますから、財源についてはきちんと確保ができていくのかというふうな意見。あるいはこの制度の骨子を残しながら改正していくべきではないかというふうな意見がありました。将来を考えて、長続きする医療制度にしていかなければならないというようなご意見でありました。そういうことあります。

財源がどこに求めているかということが一番、皆さんの話でありました。紹介者、笛木議員が紹介者としていたわけですが、財源は消費税のアップという話も出ているが、やはり国のむだ遣いをなくして、そういうものにあてたらどうかと、そういう説明でありました。

議長 ほかにありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず賛成者です。賛成者の討論はありますか。

寺口友彦君 私はこの請願に対して賛成の立場で討論をいたします。先ほどの社会厚生委員長の報告の中にも反対意見の中で、この制度の骨子を残しながら改正を進めていくべきではないかという意見が出たわけですが、この請願の目的はまさにそこにあると私は

思っております。

最近、新聞・テレビでいろいろ報道されておりますが、見直しという部分でかなりの部分が出ております。年金から天引きするとは何事だというのから始まりまして、75歳以上という線引きをするということは非常にけしからんということから始まったわけでありまして、保険料の減免ということを見ましても、今年度であれば約560億円と言われておりますが、その財源は一体どこにあるのか。今のところまだ議論はされております。

しかし、この後期高齢者医療制度は2年前に本年4月1日より実施することは決まっていたわけでありまして。こういうような見直しの論議が4月1日以降どんどん出てくるということ事態が、この制度についてやはり欠陥があるのだろうという思いがあります。したがって、制度そのものをやはり見直していくべきだというような請願は、南魚沼市議会としても上げるべきだと私は思っております。

議長 本請願に反対者の発言を許します。

中沢一博君 請願第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出について、請願の反対の立場で述べさせていただきます。私が言うまでもなくご承知のとおり、なぜこの制度は設定したのかと。それはさらなる、誰もが思う少子高齢化、これをなんとかしなければいけないという部分から出発したわけでございます。このままでは今の地方の自治体では国民皆保険が破壊しかねないと、それは誰でもが思っているわけでございます。

今までの保険というのは自営業中心の保険でありました。しかし今は実際どうかと言うと、職を持たない年金生活とか、非正規労働者を中心とした保険という、そういう生活体系に変わっているわけでありまして。さらに今後、定年退職者が国保に入り続けることであって、これは必要な医療費と保険料の収入のバランスという部分が、どうしても私たちはこれは政治家としてはきちんとしていかなければいけない部分であります。国民全体で、やはり公正に、公平に支えていくのはこの仕組みであります。

今の保険でではこのままやったらどうだろうか。このままやったら5倍の格差が生じるのです。生じているのです、現実には。こんなことで公平でありましょうか。私は高齢者と現役世帯のこの費用負担のルールも今回明白にいたしました。この財政運営は誰が責任を持つのか。誰が責任を持つかです。これが今までも決まっていなかったのであります。そういう面に関しましては、私はその制度の配分を5と4と1というふうに明確にしたということは、私はすごいことで画期的だと思っております。そしてこのことにより、国民皆保険が維持できる。国民全体で支えていく。そういう体制ができたというふうに私は確信しております。

確かに昨年度来、大綱が出まして、実際に私は説明不足という部分を感じました。丁寧に丁寧にという部分も私も感じて先ほどの言葉はわからないわけでもございません。ですけれども、当市においては、本当私もいろいろありまして話を聞いた。来てくれと言われて、私は11回場に行きました。納得がいけないと言われて、私出かけて行きました。私なりに必死な思いで私の思いを伝えましたら、「だったら仕方ないな」というのが大半の意見でございました。

しかし、当市においても1,800という問い合わせがあったくらい、やはり不安という部分の方もいました。その部分でまだ納得しないという部分がありました。だから今回、今新しく見直そうとしているわけであります。高齢医療を国民全体で支える。こんな骨格を全く維持しつつ私は見直ししていくべきだ、そのように思っております。

ご承知のとおり具体的には均等割ですけれども、7割軽減の方がこの年収80万円以下の方は7割から9割に軽減いたしました。そして措置も2割、5割、7割、9割と4段階になりました。そして所得割に関しましても、150万円以下はありません。153万円から210万円に関しても所得割を50パーセントにしようと、そういうふうに提示いたしました。また今後も定率減税率を変えることも検討しております。段階的には25パーセントから100パーセントに引き上げるなど、そういうふうな想定も出ているくらいでございます。こうした措置をするに際しまして、またしてもなかなか現実にやはり特例な事情ができて、できない方にはきめ細かな相談を自治体に設けると、そのようにもしているわけでございます。

また、先ほど来言っておられる、年金の天引きに関してもわざわざ金融機関に行かなくてもいいわけであります。私はこのコストの面でも、または本人の面から言っても私はいいかと思えます。ただ、心情的にはどうかという部分があったかと思えます。やはり気持ちを考慮して、今回政府では保険料を確実に払っている人は年金から天引きを中止すると言っております。そして自分の口座から保険料を落とすことができるというふうに言っているわけであります。年金収入が180万円未満の人も申請すれば世帯主かまたは子どもとか配偶者の口座から肩代わりすることができる。そのようにも言っているわけであります。

なお、今後の検討課題に関しましても、この保険料軽減措置に関しましても、世帯単位から個人単位にしようという、また70歳、74歳の今までの医療窓口負担を1割軽減をそのまま据え置こうというふうに検討も開始しているわけであります。

当市において実際調べてもらいました。どうだったのだろうか。本当に今回の部分では私は憤りを感じているのです。ただただ反対すればいいのだ。そんなものではないのですよ、政治というものは。責任を持たなければいけない。私はそう思っております。今の部分を見ていて、例えば中止、廃止して、舟に例えたならば、老人保険丸にまた沈没しようというのは12年前に決まっていたのですよ。皆してやったのです。決めたのです。その沈没しようという老人丸にまた乗せようとしているのです。みすみす沈没するのがわかっていながら。そんなことは私は許せない。私はそう思います。

だったらこういう舟があるから、こういう舟はどうですかと提示すればいいではないですか。そんなことを何ひとつ提示しないで、ただだめだ、だめだ。そんな無責任極まることは私はないと思っております。本当に国民皆保険を断じて私は守りたい。また国民が健康で本当に長生きしてよかったと、そういう医療制度をひとつの観点から、私は今の意見書に反対いたします。皆様のご同意を求めます。以上でございます。

岩野 松君 賛成の立場で討論に参加いたします。確かに決まる10年くらい前から老人保険が非常に赤字になってきているということが議論されていたことは事実であります。

それをどうするかという問題が今回の後期高齢者医療制度という問題になったということだというふうに聞いておりますけれども、決められるときには小泉政権の大勝の中での強行採決だというふうにも聞いております。そしてお医者さんから聞こえてくるのは、この制度が2年間もあったけれども医者への説明はほとんどなくて、今年の3月頃になってからやっと説明があったということでもありますから、非常にやはり出しにくかったのかなという思いもあります。

それはそれとして、やはりこれは財源問題であります。私は75歳で分けたということは非常に年寄りには嫌な思いをさせた。これはあと、それから50年、100年と生きる寿命ではありません。本当に短いこれからの生きる中を嫌な思いで生きなければならないということは、全く国の制度としては私はやってはいけない制度だというふうに思っております。

財源の問題で言いますと、この間の一般質問でも言いましたけれども、日本は福祉に使う予算が非常にヨーロッパ諸国に比べて少ないです。確かに終戦直後、あの荒廃した日本が土木に金を使い、道をよくしなければ本当に生きていけなかった。そのやはり後遺症がまだ残っていて、なかなか土木費を上回る福祉のある都道府県、ここではこの南魚沼市では福祉の方が多いです、民生費を使う方が。しかし、まだまだ土木費の方が多。そういう使い方の問題もあります。

それから今全国的に言われている、非常に国のむだ使いのやり方。それから特別何とか金の多いこと。それがよくわからないで使われている。そういうのがたくさんあります。皆国民が負担しているお金です。その上、今これは特に輸出関係が多いとは思うのですが、この5年間で281兆円の儲かっている会社のため込みのお金があります。そういう意味ではやはり大企業に甘い、そういう税制であるということで、そういうものをやり直すことによっては福祉にもっと手厚いお金をかけるべきだというふうに思っています。

後期高齢者医療制度などと言って国民の中にそういう不安をつのる人たち。そしてその75歳以上の方から聞こえてくるのは「決めた人たちはたいがい皆50代、40代。そしてそこまでいかない人たちが言うのだ。なってみなさい。本当に嫌な思いがする」というふうに言っておりますので、ぜひ、これは撤回をすることに皆さんの賛同を得たいと思います。よろしくお願いします。

議長 次に反対者の討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年請願第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回の意見書を国に提出することを求める請願。本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成20年請願第7号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 ここで暫時休憩いたします。休憩後の再開は10時55分といたします。
(午前10時34分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前10時55分)

議長 日程第6、第78号議案 川舟展示室の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 指定管理者がどうこうというわけではありませんけれども、足湯のお六の湯のことなのですが、3月ごろから開かれまして利用者も結構ありますけれども、設計上の問題でお湯がオーバーフローしないで下から流れていくというやり方です。私の調査では熱いお湯が上から落ちてきて、それがそのままオーバーフローしてしまうと温度が下へいかないで冷たい足湯になるので、下から流すというふうにしたと私は聞きました。実は先日近所の方が「入るな」という声を聞いたというのです。それで子どもさんが夕方入ろうとしたら親御さんが注意をしていたということは、非常に汚かったということなのです。掃除はしているのも知っていますし、しているのですけれどもやはり大気中の空気の汚れとか風が吹けば落ち葉も落ちてきます。そういうのが全然掃けないわけです。そうすると段々と時間が経てばそれがごみになったりしますし、冬の頃はいろいろなそういうこともありましたけれども、それだけではなくて、設計上の問題でそれがいろいろ言われています。オーバーフローするかたちにした方がいいのではないかと思うのですけれども、そこをちょっとお聞かせください。

産業振興部長 おっしゃるとおりでございます。今、上の方からオーバーフローできるようなかたちで構造変更をするということで検討中でございますので、これはやります。

腰越 晃君 何点かお伺いします。まず契約期間が10年ということなのですが、通常指定管理者と今、契約している内容については、おおむね3年間だと思っております。これが10年になっている理由、今の説明の中にはなかったと思いますが説明をお願いいたします。

それと市長にお伺いをしたいのですけれども、こうしたいろいろな地域振興に役立つアイデアといいますかそういったものが市民から出てきて事業化されていく。これはいいことだと私は思うのですけれども、やはりこの事業の内容から考えると、市が公共施設として今後も維持していくという妥当性があるのかということに疑問を感じるのです。当然立ち上げるときに市が応援をしてやるのはいいのですけれども、一定のガイドラインみたいなものが作れないものなのかどうか。こうした観光地域振興施設については施設の性格に鑑みて1回、2回の契約のあとはすべて民間にお任せすると。そういうことでもいいのではないかと思うのですけれども、今後のいわゆるこうした公共施設はまだいろいろなところからいいア

アイデアが出てきて実現するかもしれません。そうしたところでやはり市としてもきちんとした考え方をもっている必要があるのではないのかなと思いますのでお伺いをいたします。

市長 川舟展示室は市が維持管理をしていくといたしますか、市が指定管理者制度にのっとってやっていくわけですけれども、公共施設としての要件があるか否かということでしょうか。これはもう完全にあるということだと思っておりますが、ただ後段といたしますかでおっしゃった何でもかんでもやればいいという、そういうことは全く思っておりません。

はからずも「天人」との関連もありましたし、それから地域の皆さん方がやはり地域を活性化させようというそういう目的の中から、あれは宝くじでしたか・・・そういう方向も含めてそして皆さん方から寄付も募っていただいて、地域の力で起きた仕事であります。ただその宝くじの関係で申請の際に、市がきちんとやらなければだめだということでは市としてさせていただいたわけです。ですので、何でもかんでもなどということは全く考えませんが、そういうことこそ地域の皆さんがそれぞれ地域おこしのなかでやっていただければ、これは本当にありがたいと思います。

それをそれでは地域が市と関係なく維持管理していくのか、あるいはこういうかたちで市が一応施設は市のものでありますので市が指定管理者制度を利用しながらやっていくのか。あるいは市が直営でやっていくのか。それはそのとき、そのときのケースバイケースでありますので、今回はとくに拝観料といたしますか入観料は一切今取らないという方向でやっていますから、これはまたそういう面ではすばらしいことだろうと。ですので市がいわゆる維持管理的な電気代とか、そういうこと出していこうと。あとは運営費的なことは一切出すつもりはございませんので、ある意味ではすばらしい制度といたしますかやり方だと思っておりますが、その程度でよろしいでしょうか。後段は後段で、前段の質問は産業振興部長にお答えをさせます。

産業振興部長 お尋ねの期間の問題でございますが、私どもの商工観光施設の基本的には初めてのケースが多いものですから、一応3年を普通の施設はめどとして考えておりました。これは選定委員会の方で、ほかの団体はたぶんこれはもうできないだろうというのが想定できます。そういうことであれば3年ごとに見直しをするよりも、あらかじめ一番今までの最長期間がたいたい10年ぐらいだと思っておりますので、そういう10年の期間を設定した方がいいのではないかと。同じようなケースが集落開発センターでそういう指定管理者になっているところはたぶん10年というところがあると思うのですが、具体的な指定管理料がない。要は自分たちが管理をするようなそういうところについてはほかの方々が入れないという前提がございます。そういうところで一応その方がいいでしょうというようなかたちで、審査会の方からそういう提言があったということ踏まえてこういうかたちの提案にさせていただきました。

腰越 晃君 こうしたアイデアに基づく事業化というのはわかりますし、当然補助金をもらう段階では公共施設というところで市がバックアップしていかなければならないというところもわかった上で私は申し上げているのですが、10年間というものこうした事業内容

に10年間というのがあてはまるのか。集会所とかそういったものとは違う施設でございますので。

あとお伺いしたいのは、例えば10年間という設定をするのは長いのではないのかなと私は思いますけれども、やはり一定期間例えば5年間なら5年間という中で頑張ってくださいと。そのあとの施設については、皆さんで管理運営をやってくださいと、市から離しますというようなそういった考え方はとれないのかということをお伺いしてみたのです。市長に。

スタート地点では確かにこれはこうした地域活性化に市民が一生懸命になってやっていくんだと。これはもう当然どんどんやっていただかなければならないし、そうした活性化の活力というのは必要であろうと思うのですが、未来永劫市の施設ですよというこれはちょっとおかしいのではないかなというように思うのです。やはり5年ないし今回10年であれば10年間ですよと、そういった考えがあるのかどうかということを確認したかったと、そういうことです。もう1回お願いします。

副市長 審査会の関係ですので私の方でちょっと答弁をさせていただきたいのですが。まず1点目の議員が質問のいつまでも市の施設で管理していくのかどうか云々と、指定管理者の期限というのはこれは別問題だというふうに理解をしております。まず指定管理者に指定する云々につきましては、議員質問のようにまず補助をもらっておりますので補助をもらって3年、5年ぐらいで市の施設から離すということは適化法で問題がありますので、まずこれはある程度適化法上それを許される期間というものは、必ずこれは市の施設として管理をする必要があるとこう思っております。

その後、場合によれば例えばこの提案のように運営費等で十分に利益が上がって、例えば今、市の方から9万円の電気料が管理費として出しておりますが、それもいなくなるような状態であれば、一括場合によれば今度は管理ではなくておっしゃるように法律の中で許されれば払い下げとかというようなかたちの中で、市の施設からはずすことは可能だと思います。ところが今の段階においてはそれが可能かどうかというのは、今後の何年間の様子を見ていただかないとこれは必ずしも結論が出ないというかたちになるかと思っております。

それから10年間は長いではないかというお話ですが、先ほど担当部長の方からお話を申し上げましたように、管理していただく段階でまず一括船も船頭さんもすべて向こう持ちで出すのは1日3万円というかたちがありますが、そのほかに貸し出し運行というのがあります。そうしますと誰もがいわゆる船頭さんにはなれないという中で、現在の中においてはそれをやれるのはさしあたって、まずここの川舟をつくる会ですかこの人たちしかないであろうというようなことです。これは管理上からも安全性から言っても誰にでも任すというわけにはいかないので、10年で十分ではないかということで10年になった経緯がございます。以上です。

佐藤 剛君 今の安全上の問題というところで1点だけちょっと確認したいのですけれども。指定管理、この件だけではないのですが、指定管理のもともとの条例にはたぶん施設の損害費用が生じたときには現状に復してとか、そういう規定があるのですけれども、とく

にこの川舟の場合、私はほかの指定管理と違って安全性というのが非常に気かりなのです。そういうところの指定管理に出したときの安全対策というか責任問題ですよね。その辺は指定管理の制度の中ではどういうことになっているのか。これは全体的に通じることかもしれないですけどもお願いします。

産業振興部長 おっしゃるとおり施設には建物本体に関わるものもございますし、それから施設に起因する関係で身体に損害等々も与える場合もございます。今の指定管理者の関係でございますが、基本的に指定管理の皆さん方が悪意があって施設を壊した場合はこれは別の項目になりますが、基本的には修繕それから施設改修については市の方でやると。ただ、やるといっても財政上の予算協議があるわけですから、なんでもかんでもできるなどという話にはなりませんけれども、そういうことをひとつ施設の方はそういうかたちになると思います。あと場合によっては自分たちで改修できるのでやらせてください、というのも場合によってはあるかもわかりませんが、そんなところでございます。

問題はお客様に施設の瑕疵でというような部分の場合ですが、施設に起因する、施設そのものに起因するもののお客様に与えた場合は、これは市の方が加入しております市の総合賠償保険というのがございますのでこれで対応します。ただ、施設の瑕疵ではなくてどういったらいいでしょうか、いろいろと例えば私どもはスキー場など持っているわけですが、スキー場なんか滑った方が自分で転んだ場合なんていうのは一般的に制定瑕疵がないわけですよ。その場合はそういうふうな保険がございまして、その保険の方の許される範囲内で補てんをかけると。傷害保険といいたまいますかそういう部分で考えてございます。

それでこの川舟の場合はですが、やはり一番私どもが当初この後どうなるのかというのは、あそこに展示しているうちはいいと思うのですが、これを場合によっては魚野川に引き出したり、今、あそこに係留場を作っていただいている最中ですのであそこに浮かべる、場合によってはちょっと流す、というのがございましてそういう部分は危惧はしてございます。ということでこの皆さん方とは安全だけはもう最重要ということで気を使ってください、ということで話はつけておりますので何とか頑張ってくれるのではないかなとこうは思っておりますが。

宮田俊之君 先ほどの安全面からひとつ伺いますけれども、今後のこともありますので具体的な例として清掃業務がここにきちんと入って文言である場合に、足湯の中に空き瓶を投げられて割れていたと知らずにお客様が踏んでしまったということになりますと、もうやはりそれは管理者側の責任にではないかということで市の保険がきかないというケースも考えられるわけです。ここにもう清掃と業務できちんと謳ってしまっているんで、そういったところというのはここに載っていない何かしら契約書といいたまいますかがあると思いますので、その辺をはっきりして契約に至った方が私はいいと思いますけれどもそれについて1点。

それと、私この全体の中で何を指定管理の方に委託をするのかなと考えたときに、利用料金をもっと取れるようにしていかないと、これは無人ですよ。無人の中で清掃業務どうこうと言われても本当にボランティア活動というかたちになりますので、例えばですけども

足湯の横で今ああやってちょっと出店といいますか何かやっていたらしゃる方もおりますよね。この会のグループの方といいますか、物販されているわけです。そういったものも利用料金に含めてお金を取っていてもいいのですよと。ですから管理の方も人を出したり一生懸命やってくださいという方が私はいいいと思うのですけれども、そういったことはここに全くなくて舟を貸すだけということになりますと、ちょっとこの先責任問題も絡めて、人がいないという点も絡めてちょっと問題にならないのかなということでございます。

もう1点だけすみません。ここの会の皆さんここにいわゆる会則といいますか規約がないものですから任意のグループということになるかと思えます。任意のグループで貸出料なし、例えば物販ができて物販料が発生するとした場合は、これは会長さん個人の収益といいますか個人の売り上げではないのでしょうかけれども収入ということで管理していくのか。もしくは何かしら白ないしは青色の法人格か何か設けてやっていくのか。今後のこともありますのでちょっと一つのモデルになると思えますのでお答えいただきたいと思えます。

産業振興部長　　まず1点目の件でございます。基本的には清掃業務が入っておりますので指定管理者の方の責任範疇に入るだろうというふうに考えております。それからこのほかでの料金収入、今のところはあそこは入館料等は一応いただかないというようなそういうことで当初から動いておりましたから。ただ、そういう中で物販までできるのかどうかというのは、いろいろまた問題がございますので改めて地元というか受ける団体さんの方でそういうのが可能で、私どもの方と協議をして、第三者から見ればこれはおかしくないというような状態が想定できれば、場合によってはうちの方では一応承諾をするようなかたちになるのかもしれない。とりあえず今のところはそういう相談がございませんので、ないということで想定はしてございます。

それから収入の件でございますが、実質的には今まで私ども任意組合の場合は、税のところまで波及しないというのが一般のケースでございます。一般的にはこれは任意組合の収入であり支出であり、あと残ればその分が次年度の繰り越しでしょうか、そういうかたちで処理しているのが一般的であるということで私は承知はしています。これが個人の収入に入るとかそうでないとかちょっとこの場では申しにくいですのでご勘弁願いたいただきたいと思えますが。

牧野 晶君　　5ページの収入の部のその他、こうりんぼう運行費用。これは何なんですか。これがちょっとわからないのと、あと説明が多少あったのですけれども当初指定管理料というかここに繰出しはしないような話もあった中で、指定管理料9万円ということがあるわけです。電気代と相殺になっているわけですが、そこのところをと考えつつも繰入金の本会計より編入というのが1万円あるわけです。この本会計というのは川舟を復元する会の本会計から1万円入ってきてということは、財力をまだ持っているのであればその諸にしてもらった筋だったのではないのかな、と私は多少なりとも思いがあるのですけれど。お金の寄付金で運営していくなんていう話をちらちら聞いていた中で、本会計からの繰り入れとかこういうふうにするというのは、そこのところがはっきりわからないのでお願いしま

す。

あと1番議員が先ほど言った保険の件ですけれども、やはり舟を浮かべるとなると保険が。そこでもし事故があったときの保険だけはあいまいな答えだったので、そのところだけちょっと私、意味がわからなかったので答えをいただきたい。これは20年度の予算でなっていますけれども、小型船舶検査機構に4万6,800円を払うわけですよ。毎年払っていく、毎年4万6,800円ではなくて3年に1回ぐらいではなかったかなという記憶があるので、これはどういうふうになっているのか。お答えいただければなと思います。

産業振興部長　　まず1点目のこうりんぼうの運行費用でございますが、これは支出の方にも連動するわけですが、例えば舟自体の貸し出しはこれは本体ですので本体は3万円でお貸ししますよと。だけれども本体、舟だけあってもこれは浮かべるだけではできない仕掛けになりますので、その時に例えば人件費の運行費用だとか、場合によってはどこかに運ぶ場合にはでかいトラックが行きまして1回吊り上げまして、それでどこかに運ぶというようなそういう諸々のものが想定できるということで、そういう部分での実費相当分をお貸しする皆さん方の方からいただくという部分でございます。

それから本会計というのは、やはりこの川舟を復元する会の皆さん方がやはり会計を持ってございまして、そちらの方から補填をかける。繰り入れをするという内容でございます。

それから保険の関係ですが、この今指定管理者の皆さん方でかける部分というのはちょっと今私が確認していませんでしたので、ここは確認をさせていただきます。市の関係する部分はもう間違いなく全部入っていますので、この皆さん方の方の場合についてはちょっと私が確認をさせていただきます。ちょっとその辺は確認をしますので、場合によっては別途にこの中に入れなくて別途に掛けているということも考えられますので、そこはもう確認させていただきます。

それから小型船舶の関係でございます。これも私が1回この機構の検査に立ち会ったのですが、確かにこれは毎年ではなかったような気がするのですけれども、ここもちょっと今確認をさせていただきます。(「2年に1回」の声あり)今そういう話がございました。2年に1回だそうでございます。

指定管理料の方でございますが、当初からの協議の中で電気料だけは例えば今私どもが4、5、6月は直営でやっていますけれども、それで電気料はやはりうちの方で出そうというのが当初からの話でございましたので、指定管理料ということでなくて。だから場合によってはこの中に入れなくて、私どもの予算で残った9万円をやるうかなと思ったのですが、これはでも出し入れがあってあそこの施設に関するものですので、一応指定管理料ということでやるうではないかということで補正予算で組み換えをお願いした部分でございます。ということでちょっとご理解をいただきたいと思います。

阿部俊夫君　　お六の湯のことですけれども、いろいろ前にいたずらをしてガラスを入れたとかなどというそういう話もここで報告を聞いたわけなのです。何と申しますかあそこへ若い人がトランクスのままどっぴりと入って寝ていたとか、そういうのを見たとか。それで

昨日ちょっとタクシーでさっと通っただけなのですが、あそこで酒盛りをやっていました。明らかにあれビール飲んでやっているのだな、というようなのがありましたけれども、やはり利用の心得というか規定というか、そういったものもやはり観光ルートの大事な場所ですので、よそから来た人たちが地元の人が酒盛りをしていたとか、裸になって湯に浸かっていたなどというのは、やはり主旨が違うと思います。そういったこともやはり指定管理者が今度はやるわけですけれども、そういった指導もしてもらいたいなと思います。

産業振興部長　とりあえず今7月まで私どもの直営でございます。今の心得とかそういうみんなで守るきまりみたいなものは、ぜひ検討したりしてあまり見苦しくない程度にどこかに掲示をしたいと思いますので、対応いたしたいと思います。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第78号議案　川舟展示室の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第78号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第7、第79号議案　市道の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設部長　（提案理由の説明を行う。）

議　　長　　質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第79号議案　市道の認定については原案のとおり決定

することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第79号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第80号議案 工事請負契約の締結について(大和クリーンセンター水処理施設増設(土木建築)工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 この契約は2カ年にわたるものでありますが、今現在、公共工事に対して原材料費が値上がりしているという部分について、値上がった分については今一度公費から支出するという、そういうような道筋が出ておりますが、この案件についてもそういうことも当然想定されると思うのですけれども、その辺の事情はどうでしょうか。

下水道課長 今回の案件については、今現在いろいろな物価が変動しているということについての案件だと思えます。その辺につきましては入札以前に当然ながら質問事項というかたちの中で、各入札に参加される方々から質問が生まれて、それについて一般的なものについては当然上がらない。変更該当するものはこれ、というかたちの中で提示してあります。そういうかたちの中において基本的な事項については、今回の土木建築については変更事項はほとんど該当になってこないと思っております。以上です。

和田英夫君 かなり高額な工事でありまして解体を予定されているようでありますから、たまたまその隣がウッドタウン浅地町ということで今、宅地分譲で売り出し中の隣で工事というこういうことですから。その辺で周辺のそういう住民に対しての交通安全を含めて、コンクリを解体する等々の関係での、地域の皆さんへの配慮等々についてはどういうことになっているか。

下水道課長 ただ今おっしゃるとおりあそこについては付近に住宅がございます。この図面で見てもらえればわかるのですけれども、一部階段室をつなげていくような段階におけるの多少のあれはありますけれども、現在空き地になっているところにおきまして水処理施設、要するに1基を増設し、終沈といわれています最終沈殿池を2個増設するというかたちでございますので、今ある施設を全部取り壊してつくるという改築ではございません。また住民に対しては工事の前に説明会に入り、ご迷惑をかけないようにしてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長 質疑を終わることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第80号議案 工事請負契約の締結について（大和クリーンセンター水処理施設増設（土木建築）工事）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第80号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、第81号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第81号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第81号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第82号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第82号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第82号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第11、第83号議案 南魚沼市長等の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

今井久美君 今、提案理由を説明していただきました。ちょっと確認させてもらいたいのですが、議会運営委員会の中でも市長等の給与、そこで私は下水道のことが出て副市長以下、水道管理者まで一緒にこの議案で出てくるとはちょっと思っていなかったもので、そこら辺が今日この案件を見ましてそれも含まれているとこういうことだろうと思います。それで私はずっと今まで福祉センターの議論の中で、旧六日町のことと自治体のトップの責任みたいな話がありました。その辺が副市長、水道管理者があくまでも下水のことであって福祉センターには関係がないと考えられるのか、それから今までは「道義的責任」という言葉が使われていましたが、今ほど「政治的責任」というような言葉があったかと思っていますが、そこをもう1度確認をさせてもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

市長 お答えをいたしますが副市長、企業部長につきましては福祉センターには全く関係がございません。下水道の負担金・分担金の不適正な処理問題についての責任を自ら申し出たものであります。

それから今、私が政治的責任と申し上げましたが、政治的、道義的両責任であります。両方。ただ、私の立場からいたしますと今現職でありますので政治的責任と、こういうことであります。

今井久美君 そうすると福祉センターと下水の処理の二つがこの議案の中に載っているというこのことのようなのですが、むしろその責任の取り方、議案のとらえ方として、分離して出されるべきではないかなというふうに考えるのですがいかがでしょうか。

市長 この下水道問題が相当長引くとしますと当然分離して考えなければならぬと思っておりましたが、ほぼ終息の目途が立ちましたので今回一括で、そして内容についてはきちんと皆さん方に福祉センター問題ではこうだと、そして下水道問題ではこうだということをご説明して、そしてご理解をいただいた上でということを一括提案申し上げました。期間的にちょっと何といいますか離れるとしますと、これはもうそういうことをやらざるを得ないわけでありませぬけれども、そういう状況でありますのでご理解いただきたいと思っています。

関 昭夫君 答えは同じようなことになるのかもかもしれませんが、福祉センター問題での

話でいきますと、市長からの提案理由の中にもありましたが、一義的には設計者の過失だということで過失責任を自分で認めて賠償というかたちになりましたよね。それ以外には無過失ということで争わないで示談をしたと。その上で県はしらゆりをどういう意識でよこされたのかははっきりとしたことはわかりませんが、いずれにしても市からの申し入れに対して答えたかたちで無償で譲渡をしてよこした。

今回市長は道義的、政治的責任ということをおっしゃられて自らの報酬減額を提案されているということになります。執行者としての立場もあるかもしれませんが、私は直接の当事者でも監督する立場でも何でもなかった市長は、本来であれば市民の代表として被害者の立場での部分も当然あるのかなという気がしています。

市長自身がいろいろな場面でお話をされていますのであれですが、被害者の市民の立場を考えた場合に、どういう部分があるのか。それも踏まえてでもこういう決断をされているという部分を改めてお聞きしたいと思いますし、責任も何も無い、当事者でも何も無い中で言えば、本来であれば私は責任も何も取らなくても良いのではないかという気もしていますがその辺も含めてお答えをいただきたい。

市長 お答えをいたしますが、前段は今までご説明申し上げてきたことでありますのでここでは申し上げませんが、おっしゃるようにこれは市長は別にいたしましても市そして市民にとっては損害であります。です。被害者であります。そこで私個人といいますが市長としての立場が被害者か否かと、これはちょっと議論は起きますが、私がやはりここでこういう自ら政治的、道義的責任という部分について思いをいたした中には、結局今申し上げましたように、いろいろやってみましたが結果として1,600数十万円この残債が残ったわけでありまして、これを権利放棄をする。そこを皆さん方からご理解をいただいて先般議決いただいたわけでありまして、そういう部分についてやはり責任ということを感じざるを得ない。そしてある意味で首長の宿命といいますが、負の遺産もこれはやはり引き継いだわけでありまして、そういう面も含めて私の自分の気持ちとしての責任というふうにご理解いただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。間違いなく市と市民については損害、被害者であります。そういう思いでありますのでよろしくお願ひいたします。

笛木信治君 1点お聞きをしますが、今市長が言われましたように私は確かにこの事件は、いわゆる姉齒事件とは内容を異にしますが、やはり市長は市長としての道義的、政治的責任はやはりあると思います。私はそれで今のこの提起の責任の取り方、これは賛成であります。ただ、下水道問題も含めますから職員も含めたかなりの人数の処分ということで、これは役所としますと大変な出来事であるわけですから。当然市民の皆さんも一体何があったのだということになると思うので、そうした場合に明確に言葉を線として公表しておかないとまたいろいろな誤解を生むことになる。私は広報でこうしたことを出すのかどうかわかりませんが、ここでただこれだけでは何かがどうなってどういうことでそういう処分が行われたのかというのは、わかる人はわかっていますけれども一市民としてみたらな

かなか明確ではありません。さらに言葉を砕いてこういう事情の中で再びこういうことを起こさないためにこういう処分にしました。こういう責任を取りましたというふうになんかしてもらいたいと思いますが、以上です。

市長 笹木議員のおっしゃることはもっともでありまして、この議決をいただければなるべく早い機会に広報、あるいはインターネットといいますかパソコンを通じた中で市ののお知らせとかそういう部分の中で、広く市民の皆さん方にこういう問題があってこういう結果になりましたということは当然ですがお知らせをしていかなければならない。また、こういうことをお話をしてそれに見合うような会場であれば、私の口から自ら皆さん方にご説明申し上げてご理解いただきたい。そういう努力をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず反対者の討論。

今井久美君 今ほど提案理由を聞かせていただきましたし、また、今朝ほど議案を配付されたものを見ました。少し先ほど質疑した中と同じですが、下水道の件についてはちょっと私は分離されるべきではないかなというふうにも考えていますが、今ほど聞かせていただいて管理監督する責任ある人から自らの申し出だと。また、職員については本当にこういうことが二度とあってはならないわけにありますので、きつくまたご指導いただくと、そういった面でまたこれからも行政指導をお願いをしたいと思ひます。

ただ、今ほど福祉センターの件ですと今までも議論がされてきました。そんなことが市長の方からも何度かこの議場の中でも道義的責任を自分でも考えているというような話がありました。今ほど聞かせてもらえば、1,600万円を含めた権利放棄それについての責任を強く感じているとこういうような話で、非常に潔い自分自らへの決定だなというふうに思っています。

ただ、私はこれからの市政の運営や私たち議会の者が議決していく、その辺の観点から言えば、また自治体の首長として違う方向で努力していくべきではないかなというふうに思っています。

臨時議会だったか今議会の初日だったか、私は今回のこのことについて福祉センターのことについては、副市長の方から「お互い不幸なことであった」とこういう言葉がありました。まさにこれがすべてを表しているなと思ひます。私も建設業界にいてこの確認申請のあり方等考えると、なかなかその限られた時間の中でチェックするのは難しいことだろうと思ひます。こんなことで今回和解が設計者と施工者と成立した。これはこれである意味評価せざるを得ないと思ひますし、ただ、公共工事の請負についてはこの施工者のことについてはやはり歴史として残っていくだろうなと思ひます。

また、県の責任について私は現状制度を管理している国の責任を問うことでなければ、到底解決できる問題ではないというふうに思っています。そしてこの市長の今回、政治的にも加わりましたけれども道義的責任について、道義的という意味から法的強制のないことから個人で考えている分には私は意見を申し上げるものではありませんが、しかし、ここに議案としてあがってきて議員としてどうかと問われれば、私はこういうことではないだろうと。また違う意味で政治的指導を発揮するべきではないかなというふうに思っています。

国、県も含めましてチェックできなかったこの体制についてどうして一自治体の首長が責任を取らなければならないのか。また、この先の道路が陥没して不幸にして災害者が犠牲者が出た。また本日、久々の大型物件であります大和クリーンセンターの今ほど議決した物件、これについて遠い将来また同じような問題があったとした場合、残念ながらまた同じようなことが繰り返されるのでしょうか。私は市長も議会にいるここにいる皆さんも公選を受けてここにいるわけです。そのことは当然また公選の中で、受ける立場の中で議論されるべきではないかなというふうに思っております。そしてなかなかあり得ないことですが、こういった経験を私どもはすることができた。

そしてこの確認申請制度を根本から変えるということは非常に難しいと思います。手間と時間をかければできると思います。しかし、国の補助金、県の補助金いろいろ入ってきています。これの執行について非常に長時間のまた年をまたぐ事業となっていくことだろうと思います。根本的に変えなければこの問題は解決できないものだろうと思います。したがって、私は現市長を含めてこのような責任の取り方というのは、今後のことを考えて適当ではないとこういうふうに思っております。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

駒形正博君 全くやりきれないという気持ちであります。今ほど今井議員から反対といった中、非常に温かい反対意見だったと思っておりますが。この総合福祉センターが建設をされた時期、皆さんご承知のように井口市長はそのとき六日町町長選挙に破れて浪人中でありました。全く関与したくてもできない浪人生活時代に起きた事件であります。

また、かたや水道料金の時効の問題についても、旧町村単位だと。平成14年、15年の事件であります。そうしたことを考えると全くやりきれないという気持ちであります。市長がおっしゃいましたように南魚沼市に1,600万円あまりの赤字を出し、そして時効を迎えた水道料金。これと全く責任ないと思いますが、時の首長が責任を取らなければ誰も責任は取れないのだと。そして市長もおっしゃっていましたが行政には継続しなければならないという義務があります。そして市民感情を考えれば、誰かが責任を取ってもらわなければ決まりがつかない。そこで井口市長が英断を持ってこの議案を提案したことに、我々議会も拍手を贈るといふか、全会一致でこの議案を通してやりたいという思いで賛成討論に出てまいりました。今井さんもぜひよろしく願います。

議長 ほかに発言者はありますか。

寺口友彦君 私はこの83号議案に対して賛成の立場で討論に参加するものであります。

先ほど市長が政治的、道義的責任ということでの減俸処分ということをおっしゃいました。政治的責任ということでみれば、初日の議案審議の中でも申しましたが、市が受けた被害額これはしらゆりに関する部分であります、これに関してはやはり市長がそう判断をなされてそれから支出をしたと。このことに対しての政治的責任であろうと私は考えております。

また、いろいろな面を引きまして結局のところ1,700万円近くの損失を市に与えてしまったと、それを認めざるを得ないということに対する政治的責任であると私は考えております。それから道義的責任ということに関しましては、今井議員もおっしゃいましたが、無過失責任というそういうかたちで業者3社に対して賠償請求をしなければならなかった。私はおそらく市長は本意だったというふうに信じております。そういうことに対する道義的責任ということで私は市長がこれだけの金額、1カ月ではあります減俸処分をしたというふうに信じております。

先輩議員の後について新米議員が何を言うかとおっしゃるかもしれませんが、市長たるもの副市長、企業部長もそうありますが予算の執行責任者というのは、やはりその予算の執行に対してプラスマイナスがあった場合についてはそれに対して十分な説明を行い、マイナスが発生した場合についてはそれは責任を取らざるを得ない。これは行政の鉄則だろうと私は思っています。したがって、今井議員と気持ちは同じであります、この議案に対しては市長、副市長、企業局長の意をくんで賛成するべきであると思っております。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第83号議案 南魚沼市長等の給与の減額に関する条例の制定について本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第83号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、発議第11号 南魚沼市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議長 お諮りいたします。議会推薦の南魚沼市農業委員会委員は3人とし、有馬利子君、千喜良あつ子君、林 アイ子君以上の方々を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会推薦の南魚沼市農業委員会委員は3人とし、有馬利子君、千喜良あつ子君、林 アイ子君以上の方々を推薦することに決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

(午前12時10分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時15分)

議長 日程第13、発議第12号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

若井達男君 提出者にお伺いします。この30人以下学級は先の請願を受けての意見書の提出になるわけですが、この30人学級の請願そのものが、新市になってからも17年の6月以降、18、19そして本議会の6月ということで毎年こういうかたちで出てきて、それも全会一致で委員会をはじめ本会議で採択されているわけです。挙げたからといって必ずしもすぐ成果が出るというものではないと思いますが、この進展を提出者としてどのように考えておられますか。また、この先どういったようなかたちでこういった意見書が実を結んでくるか。まあ、必ずしも先ほど申し上げましたように、出したからといって必ずしもなるというわけではないわけですが、その辺の先々はどのように考えておればいいのか、ひとつ提示者のお考えをお伺いします。

笠原喜一郎君 私たちの方は提出をする立場であります。受ける立場ではありませんので、このことを受けてどうこうするというふうにははっきりとは言えませんけれども、今、骨太の方針といわれている中で聖域なく歳出見直しをするというような非常にそういう厳しい状況であります。社会保障費も含め歳出を見直すという中で、教育も当然それに対して煽りがくるだろうというふうに思っています。

そういう中でもやはりこうした各地方の議会からこういう意見書を毎年、毎年、成果として実現できるかどうかは別としても、地道な活動というか議会活動は実を結ぶものというふうに思って提出をするものであります。

若井達男君 確かに地道な運動が必要だと思います。しかしながら、やはりせっかく全会一致で毎年のように採択されてあげているわけです。これが先ほども申し上げましたように6月の議会というようなことになっているわけですが、これは時期的なそういったタイムリーな関係というものはあるわけなのですか、ないわけですか。これは1議会1案件は別に年4回の本会議があるわけですので提出されてもこれは別に問題はないわけですが、年1度の6月議会、そういったところの時期的なタイムリーは関係あるかどうか。また、あわせてやはりこの請願者そういったところの人を色をつけるわけではないわけですが、法人であり個人でありそういったところについての何らかの影響というものは考えられるものなのか。その辺をもう1点ひとつお願いします。

笠原喜一郎君 先ほど若井議員が言われたように、この意見書は請願を受けてのものであります。請願は国民が等しく持っている権利でありますので、いつ出そうが縛られるもの

ではありません。たまたまいつもこの時期にたぶん出てきていると思いますけれども、来年度の21年度予算を編成をする、その時期からすれば私は適当な時期かなというふうに思っているところです。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第12号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、発議第13号 へき地級地見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

佐藤 剛君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

関 常幸君 子どもたちによりよい教育を求める、また、よりよい教育をさせてやるといのは誰もが異存がないところであると思いますけれども。ここに書いてありますへき地校が級地引き下げとなることが危惧されるとありますけれども、やはり6年に1回見直されれば、いろいろなところで交通の便も、経済の便も、今機材の便もいいましたけれども、当然それは充実されてくるわけであります。私はやはりしっかりと見直しするべきであると思いますし、やはり正すものは正して、教育を充実するというのは別の視点で私は要望しなくてはいけないのではないかなとこう思っております。とくに豪雪というふうな問題については、へき地ということでひとくくりによれば、雪が降らなくても県内の中では道が良くても

こういうものを受けているところがあるわけでありませう。

例えばの話ですけれども、話が出たのですが後山、例えば今の場合であれば新幹線の駅からその部分だけとらえた場合ですよ、非常に便がいいわけですね。そういうことを県内広く考えたときに一概にこういう中で私は見直すところは見直してやっていく、そういう姿勢が大事ではないかなと思うのです。

そしてもう一つはへき地手当で確かに1級は月額100分の8ですか、2級は100分の12それが多くなると思うわけですねけれども、それがないと優秀な教職員が確保できないということが書いてありますが、今そんな職員は私は採用しないと思うし、そういう職員がいること自体が私は問題だなと思います。また、かえってへき地だということによってそういうことが助長されるというようなこともあります。当然やはり戦後にできたもので見直しはなっておりますけれども、やはりここは見直しをしていくというふうな姿勢が大事だと思います。

そしてこれがあると今、国の助成が校舎改築だとかそういうときは受けられるということでありましたが、前段に言いましたように教育に必要なものはやはりしっかりと普通のところで手当ををしていくというふうなのが大事だと思います。そして今これだけ財政が大変な中でいろいろなところの手当も、うちの市も、県も、国も見直しをしているわけでありませうので、これがなければ教職員の問題だとか施設の充実だとか、私はそういうことはないなというふうな中でこの意見書の提出については反対をしますし、ぜひ見直しはするべきだというふうに思っております。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第13号 へき地級地見直しに関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、発議第14 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず反対者の発言を許します。

関 常幸君 私も今年は生産調整をして米づくりに励んでおります。私どもの浦構も60ヘクタールあって基盤整備等もありますけれども、10町歩も生産調整をしている。そのことは経営に非常に大打撃であります。だから等しく米を作っている方はいっぱい米など輸入しないで、米を作りたいと思うのは誰でもそうなのです。

何で私がここで反対をせざるを得ないかというのは、このMA米の今までの経過とかそういうのは割愛いたしますけれども、MA米の輸入というのは私はひとつの大きな国策だと思いますし、農政の大きな柱であると思うのです。そのことに対して私は今の政府与党を支援している立場から、そうすると農政そのものを否定することになるわけであります。今、私どももMA米を輸入しながら死に物狂いで農業振興しているわけでありますので、そういう観点が一つの理由であります。

それからもう一つはいつもこの時期には前段に言いましたように来年度の予算の獲得の時期でありますので、何でJAグループからこれだけの大事なものが請願として出てこないのだろうかということをおなりに考えまして、やはりJAグループもMA米を意見書として提出しない方がいいのではないかなというふうに、私は判断していると思うわけであります。

そういうことから私はこの場で今、MA米をあげなくてもいいだろうというふうな観点から討論に、このものについては反対を起こさせていきたいと思えます。やはり私、ひとつ言えば農家自ら生産調整をしていくというひとつの部分の中では私自身の米を、消費量が年間減ってきているわけですね。そこのところも私ども自身としても考えなければいけないというふうなことを常にこの時期になると考えます。

最後の後段のは大きな理由ではないわけではありますが、大きな反対する理由は国の施策の大きな柱であるということ、農政の。もう一つはなぜJAグループがしない方が得策であるだろうというふうに考えて、というふうに思うから私は反対をいたします。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第14号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第14号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、発議第15号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意

見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

阿部久夫君 提出者にお聞きいたします。3月の議会でしたか寺口議員は、この高齢者医療制度については大幅な見直しが必要だと。そのとき私は質問をしました。4月から始まるのに何を見直しするのだと。今でも寺口議員はわかっていると思います。そうした中、始まったらいろいろ大きな問題があって、国も悪いところは政策を見直していくと。そうした中で最近の新聞の中ではこうした見直しに対しての評価というものすごく上がっています。もう60パーセント。やはり悪いところはちゃんと評価をし、直しそうしてやっていくと。それが前回。今回はこれを中止・撤回、ちょっとあまりにも強引すぎるのではないのかなと。前回は見直し。どうしてそういうふうな気持ちになったのか提出者にお聞きいたします。

寺口友彦君 阿部議員の質問にお答えいたしますが、3月議会では抜本的な見直しということでありました。そのときにも申し上げましたが、医療費の抑制、それから若い世代の負担を軽減していく、この方向については私は反対はしておりません。この方向でいくべきであろうと申しました。その中で導入の前にこういう分は非常におかしいのではないかという思いがあるわけです。今回の中止・撤回についてでありますけれども、その部分を来年の3月末までに国政レベルでしっかりと議論をしていただいて新しいかたちでの後期高齢者医療制度にもっていくべきだというふうに考えております。

阿部久夫君 同じような話の繰り返しになると思いますけれども、今、国はちゃんとこうして悪いところは見直しをして、より良い医療制度に向かっていくということを今、真剣に取り組んでいるのです。これを今からまだ始まって何カ月も経たないうちに、まだ撤回、撤回。本当に悪いところはやはりなおして、これからの医療、後期少子高齢化の問題については真剣に考えなければいけないと思っていますよ。

医療費は1人全国で38万円だったか、今、南魚沼市は非常にちょっと33万ぐらいというふうになっています。しかし、これからますます高齢者が多くなって医療費の負担というものがものすごくかかってきます。その分、若い人たちがまだ生活に困っているのです。そういったこともやはり考えて、これをきちんと考えていただきたいと、そういうふうに私は思っています。もう1度お願いいたします。

寺口友彦君 阿部議員とその部分での思いは全く同じであります。ですが、これほどの見直しをせざるを得ないということ。さらに先送りとなった部分でもっとも大事な70から74歳の方の窓口の負担であります。当初は2割負担でありました。しかし、批判が多いという中で1割負担に据え置くということをするのではないかとと言われております。

しかしながら今年度の見直し560億円であります。与党の方もその財源については明示しておりませんし、来年度以降これを実施するとなれば来年だけで330億円ぐらい。

もし、この1割負担というのを実施されれば1、200億円ぐらいの財源が必要であるというふうに言われております。これは国家予算に係わることで一地方議員がどうのこうの言うレベルではありませんけれども、こういうのを含めればやはりこれだけの大きな予算を組み替えをしていかなければ、財源を確保するということになれば、私は中止・撤回というかたちをとって3月末までにきちんと議論をしていただき、新しいかたちで4月1日からやっていただくと。そういう方向を国に訴えていくべきだというふうに私は思っております。

牧野 晶君 すみません、繰り返しみたいな感じになるわけですがけれども、先ほど3月までに1度中止・撤回をして3月以降、新たな後期高齢者医療制度としてやっていくべきではないかというふうな話を、この阿部議員の答えの中でしたわけですね。その次の今の答えだとまた1回中止・撤回をして3月から新しい制度のもと。ようはそっちがちょっとぶれているのではないですか。後期高齢者医療費制度をまた来年からやってほしいというふうにもとれるし、まるっきり違う制度でやってくれというふうにも取れるわけだし。何を言っているのが正直最後のところが、私のちょっと聞き手の粗相かもしれないですけど、その点が正直わからないのではっきりともう見直しを求めてか、見直してほしいのか。それとも中止・撤回などということではなくて、もう撤回してほしいのかそのところを。中止・撤回といわれると1回やめて、というふうにもとれるわけです。でも撤回であればまだわかるわけです。中止・撤回だと1回中止して、でも撤回して、では私は正直頭が悪いので理解できないのでこのところをどう思っているのかについて、明確に答えていただきたいのですが。すみません。よろしくをお願いします。

寺口友彦君 聞き手の粗相でというような表現もどなたかがされておりましたけれども、私はそういう思いは牧野議員に対しては思っておりませんので。抜本の見直しということになると、確かに後期高齢者医療制度そのものは残すべきであろうと、それは私が最初に申しましたけれども、骨子という理念という部分ではこれはこれからの日本の医療制度としては非常に大事な部分であると私は思っております。しかしながら繰り返しになりますけれども、これほど多くの見直しをした、また先送りとなった部分があるということは、これはいったん今のままの医療制度は中止をして撤回をすると。その後についてはやはり国民皆保険制度というものが大きな枠組みがあります。その中でどのような高齢者医療制度がいいのかということを考えていくべきだ。それは国で考えていただきたいとそういう思いであります。

牧野 晶君 なんとなく言っていることはわかったような、わからないようなわけなのですけども。言わんとしていることは要は来年3月まで待ってやってくれということですか。今まで2年かけて議論してきたわけですね。その中で決まってから議論をしていた中でもこれだけの問題があるのに、今からやめてまた3月にやれなどと言って抜本的な、撤回をしてからやってくれなどというのでは、なおさらそっちの方が泥舟ではないですかと。さっきの泥舟議論ではないですけども、危険な制度になるような私は気がするのですけれど。

それともう1個聞きたいのは、そちらの方は3月議会で請願が出てきたわけですね、この撤回を求める請願が出てきて、だけれどもそれに対しては寺口さんなどは反対したと思う

のです。ただ、抜本的な見直しを求める意見書については賛成していたわけです。なのに今回はまた今度こういうふうなのになってきたというのは、聞いているとほんとにぶれぶれで右もあり左もありみたいなそんな感じで、ちょっと流されすぎではないのかなと私は思いがあるのですけれど。そっちの後ろの方は別としても、そののところを筋を持ってやっていただきたいと思うのですが、この点をもう1回、筋を持ってやっているかやっていないかについてもご答弁をお願いします。

寺口友彦君　まさに心棒があるかというところをお聞きだと思いますが。確かに3月の時点ではある党派から廃止という請願が出されたわけです。廃止という請願でありました。その中で私たちはいきなり廃止といっても4月が始まるのであるから、それはもうだめだろうということで、抜本の見直しをしていっていただきたいというところで意見書を提出をしたわけです。

今回6月議会にこのような意見書を出してということの中止・撤回ですけれども、内容的にはもう抜本の見直しであると私は考えております。その中で一番大切な部分はその2番目にありますけれども、高齢者国民が安心して医療を受けられるようにするということが入っております。これは新聞等にも有名な先生方が書いておられますけれども、日本の国民皆保険制度これをどうやって維持していくかということについては、やはり国保という一つの保険体制の中で、後期高齢者医療制度とまたその保険体制の中にまた両方が兼ねて、お金の動きをしなければならぬというこういうような動きは付け焼刃的であって、これはやはり基本的には一つの保険の中で賄うべきであろうという考えの先生がおっしゃいました。私はそのとおりかなと思いました。医療についてもやはりむだを省くという部分での提言もありました。

そういうのをひっくりめると、これは全体像というのをやはり国レベルで持ってやっていかなければならないだろうというふうに私は思っているのです。来年の3月までに間に合うのかといいますけれども、私は国会議員の能力は相当高いというふうに信用しておりますので、それは十分できるのだろうというふうに希望を持っております。

議長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長　討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

中沢一博君　反対の立場で討論させていただきます。先ほど先輩の皆さんからお前遠慮したと言われましたので、一言でございませぬけれども述べさせていただきたいと思っております。先ほど見直し云々と出ておりましたけれども、これは平成12年度にもう決定したのですよ。それからでは何をやってきたのですか。具体的案も何も出さないで反対、反対などとそんな世界が通ると思っているのでしょうか。私はそう思います。

読売新聞では混乱を乱すだけの廃止法案。また、経済新聞には産経には旧制度に戻すのは

無責任だと。そういうマスコミ関係も一斉にもう批判をしているのは事実でございます。例えば実際にこの制度を廃止したら、または中止・撤回したらどうなるのでしょうか。保険料が下がった人は当市にはどのぐらいいられると思いますか。私が調べた限りにおいては85パーセント強の人が実際下がっているのであります。金額から言いますと300万円までは何とか大丈夫だというような算出も出ているわけでありまして。300万円以上の方が、現役世代よりもらっている人が払わないなどということは、私はあれだけの頑張ってきた生き証人だと思えます。

ですからこそやはり現役世代の方に、自分のできることは喜んで出させていただきます。それが人間としての証ではないかというふうに私は思っております。この制度でシステムがどれほどもし・・・(「それで結構であります」の声あり)以上で、はいわかりました。皆さんどうか反対をお願いしたいと思います。以上でございます。そういうことですね。皆さんひとつ頑張りましょう。以上でございます。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

笹木信治君 発議第15号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をするものであります。少子高齢化社会、この事態に対してお年寄りの医療をどうするというのはいろいろ言われてきたことではありますが、自公政権の中から出てきたのがこの後期高齢者医療制度であります。

75歳で区切りをつける。なぜ75歳かということではありますが、これについて厚労省は三つの特質があるというふうに言っています。一つは75歳を過ぎるととかく病気がちになる、あるいは病気を持っている。二つ目には認知症の症状が出始める。それから三つ目にはやがて亡くなる世代だと。この三つの特質を75歳以上の高齢者医療制度を決めるについてそこで分けをしたのです。

これを聞いて全国のお年寄りの皆さんが怒ったのですよ。当たり前です。これが本当にでは皆さんどうですか、自分の問題として考えてみてください。自分でそう言われたら頭にきませんか。私は頭にきます。そういう・・・(「老人保険の・・・」の声あり)待ってください。不規則発言はしないでください。あなたがしゃべっているとき、私は何も言いませんでしたよ。

そういうことから考えましてこの区切りがまずおかしいということである。そしてもう一つ負担の問題があります。みんなで負担をする。いい言葉です。みんなで支える。しかしこの「みんな」という言葉が曲者ですよ。みんなという場合、では誰と誰ですか。こう考えてみると私はみんなではないと思うのです。

例えばお年寄りの皆さんを会社へ努めているお父さんやお母さんの扶養からはずしました。これはもう企業が手を引いたのです。企業がみんなからはずれているのです。直接の支援をしないということです。それでお年寄りの皆さんに1割の負担を求める。これが問題になっています。そうはいったって8割は高くないのだというようなご意見もありますが、厚

労省の発表では低所得者の多くが負担が増えるということが問題になって、これを見直すということで9割の減額までやるというようなことを発表しておりますが、これは私はいくら減額をやってもだめだと思うのです。この1割、お年寄りの医療費の1割を負担をするという仕組みを残す限りだめなのです。

例えば今年は確かに平均で7万2,000円ですけれども、これが2015年には9万8,000円になりますから。2025年には16万円になります。これは私がこう言っているのではない、厚生省がこういう試算を発表しているわけですから。この仕組みを残す以上はそういうふう負担が増えてくるわけです。そういうことから考えればこの制度ではやっていけないということです。これからのお年寄りの皆さんは我々になりますけれども、16万円も17万円も負担できますか。できませんと思いますよ。もうこれは抜本的に改めるということがどうしても必要なのです。

その点で今議論されているのが、もういったんここで中止して白紙からやり直すという議論になってきている。先ほどからも議論がありましたが白紙にしてやり直す。議論をし直すというのが今の立場です。この意見書の立場もそういうことで、いったん中止・撤回すると。それで白紙から議論をし直そうではないかということが私はあると思うのです。財源の問題ではいろいろ対案がどうのこうのといろいろあります。私もそういうことになればいろいろありますがここは言いません。

そういうふうには私はこの制度というのは本当にお年寄りの皆さんの尊厳を傷つける。これほどひどいものはないと思うのです。どうしてもここはいったん中止にして、白紙にして、再びではお年寄りの医療費はどうするのかということを変更して議論すればいいのです。そういう意味の意見書であると。

対案がどうのこうのと、我々が対案をここでどうこうということではないと思います。国会議員がやることです。そういうことで私はこの意見書をなんとしても全会一致であげるべきだと思いますのでよろしくご賛同をお願いいたします。

議長 原案に反対者の発言。

宮田俊之君 反対の立場で討論に参加させていただきます。しかられるかもしれませんが、こういった意見書をあげて国政のレベルに反映させるというつもりで今、議論がなされているのだと思いますけれども、言うまでもなく南魚沼の市議会議員でございますので、当市議会議員がどう判断するかというものを表明するものだと思います。賛成の皆さんに意見を申し述べ、反対したいと思いましたのでここへ立たせていただきます。

これを実際に市の方が、老人保健会計の困る部分、これを見直すために県全域でこれをもう一度再構築しましょうということでこの後期高齢者医療制度というものがあると思うのです。それがあつのにまた市の方に単独で戻したときに。どうしてもその会計は市がやってこれなくなるのではないかと私はそう思うのです。そういう部分の議論は全くなくて、では中止・撤回をしてでは現場の職員はどのくらいこれは困るのでしょうか。そういった議論は全くなくてとにかく国の政策にさえ反映させればいいのだという立場では、私は本当に後期高

齢者医療制度がいいものだとは思っておりません。抜本的な改正をしたい、この点を直したいという意見であれば喜んで賛成したいと思います。

ただ、ここで意見書のことで中止・撤回をということで賛成か反対かと言われれば、反対をせざるを得ないものですから、反対の討論とさせていただきます。まず自分の市にとってどうだかということ判断の一つの材料として反対いたします。以上です。

議長 次に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第15号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第15号は否決されました。

議長 日程第17、発議第16号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

今井久美君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

駒形正博君 私はこうした請願・陳情がどういう団体から出てくるか、そして紹介議員がどなたかということ非常に重視して、意見書の提出をする、しないを決めています。これは私かつて全国市町村議長会で国に対して、森林交付税を新設しろということずっと言い続けてきたのですよね。それで国も動いてこうした森林予算を地方自治体に以前よりずっと余計配分しているはずですが。以前というのはどのへんのことかわからないけれども。

そしてそういう中で今まで管理してきた営林所ですか、そういうあれは統合、リストラを進めているのですが、この意見書の分についてけちをつけることはありません。最近の意見書を提出する方々は利口になりまして、自分の本当の意見を言わないで飾りでくる部分が多くなりました。そうして私が先輩議員から習ったことは、請願・陳情の文章の内容ではないと。その請願・陳情を要望してくる団体を見て判断をしろと。よく言われました。このことは紹介議員はなかったので言ったら、本番になったら今井さんが出てきたからわりあい反対ににくいのですが。

ただ、森林労働全国林野関連労働組合と、この労働組合というのは、私は政府自民党を支持する議員でありますから、政府自民党に反対をする団体が南魚沼市議会の名前を借りて自分の言いたいこと言う、国にぶつくと。非常に苦痛を感じています。そういうことでこれはこの労働組合が自分のリストラを止めさせるためにこの意見書を作ったのではないかとい

う疑いから、この度この意見書には内容は適切ですが意見書は反対だというふうに判断したのですが、その辺提出者はどういうお考えでしょうか。

今井久美君 よく聞いていただきました。私はこの意見書、陳情から始まったのですけれども、私も業界にいたときからこの中越森林管理所、いわゆる前橋営林所の中の美佐島の中越管理所でした。この地域にせっかく六日町にありながら、なかなか馴染みがないのが実態だと思います。私の五十沢の中にもいくつか足跡がありますが、一切関係がないという団体でありました。

しかし、今ほど駒形先輩が言われたように私もこの中にいろいろなものが潜んでいると思います。私が先ほど緑資源の解散の話をさせてもらいました。これはこの求める意見書の案の中には一言も自らの問題として書かれていないわけです。当時は林野庁の存続さえ危ぶまれるほど彼らのやってきたことは非常に問題が多かったのだろうと。また、今ここで身内の組合として一緒に林業の仕事を支えるこの内部の問題。ごく自然に仕事としてやらなければいけないものが、内部の組合からこうやって自治体を通して、自分たちの親方である国に意見書を出せとこういう内容であります。

私も先輩議員と同じような感覚を持っています。今日、表彰式の中で駒形先輩が言われた新しく市議会が合併してまだ旧町の色濃い状況を引きずりながら進んでいるという話がありました。まさに私は今現在、この市議会はそこを通過していかなければならないのだろうなというふうにこの提案の作成をしながらそう思いました。

ぜひこれからも、陳情書・請願意見書提出についてこの市議会として考えは同じなのだけれども、ではどうしていくのだということを研究していかなければならないのではないかなというふうに私は思っています。この内容についてはまさに国、またこれに携わる組合員も一緒になってやらなければいけない自らの仕事です。今の国有林を含めてあらゆる状況を見れば誰しもが考えることだろうと思います。少し抽象的でわかりにくいかもしれませんが、これからはそういったことも含めてこの市議会の中で、よくよくこういった問題について考えていかなければならないというふうに思っています。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者なし。次に原案に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君 発議第16号に賛成する立場から討論させていただきます。私は午前中、陳情第5号で森林の持つ多面的機能の話をさせていただきました。こうして森林の機能、今まさに地球温暖化また異常気象によって、先ほど提出者の今井さんが言われましたように、

森林、荒野、山がみんな荒れている状況。私も森林組合の地元の役員として地域の動向を見てきています。年1回の総会にも林業の振興についてはできるだけ頑張ってくれと、地元からの声であります。

私はこういう大事な意見書を、提出者が誰だではなくて、やはりきちんと大事なものは議会で提出してやらなければいつまで経っても議会は良くなないと私は思っています。これはそれぞれの意見の違いでありますけれども、やはり大事なものを提出していくには全員が一つになって、この南魚沼市の森林における状況そこら辺を少し考えて、これからの議会として私はまとめていただきたいとそういうふうに思っています。

今のようなことを言っていればいつまで経ってもまとまりませんよ。こういう大事な森林の、今の林業における立場を、もう少し議会としても真剣に取り上げていくべきだと。そういうことで賛成させていただきます。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第16号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第16号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、発議第17号 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 この内容については非常に私法上の問題で、市議会というところで取り上げるべきかどうかということ。これについてはまた先ほど悩んだところなのですが、そこら辺のところの解釈をまず一つお伺いしたいと。それとあわせて当市に数人あったということなのですが、これについてももう少し詳しく説明をお願いしたいと。

それと無戸籍というふうな言葉が今、何回か出てきたのですが、戸籍法ちょっと第何条だったか忘れましたが、出生届というのが義務付けられておりまして、これが仮に私生児であっても出生届けができるはずだと思うのです。勉強不足で申し訳ないのですが、無戸籍というのはそうした出生届がなされていないということなのではないかなというように思うのです。

この問題というのはやはり嫡出、要するに誰が親なのか。婚外子も含めて誰が親なのかというところの特定が非常に問題があると。難しいのではなくて問題があるというところの事

例での話かなと、私はそのように理解しております。

それとあと嫡出とそうでない子どもの法律上の違う部分とありますが、これは憲法十何条の法のもとに平等に違反しているのではないかとされている900条ですね、民法900条の相続の差別というのがあるのですけれども、そこら辺なのかなというように私はこの文章を読んで理解してきたのですが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

いろいろと書かれていますけれども、最終的になんで無戸籍になるのかというところ。出生届があれば戸籍が取られるのではないかなというふうには私は思うのですけれども、仮に私生児であっても。その点ともう一つは民法900条については触れていませんけれども、その辺が一番やはり嫡出とそうでない子どもの、差別という表現がいいのかわかりませんが、相続上の格差があるということになると思うのですが。触れていないというのはどうということなのかということをお伺いいたします。

寺口友彦君　まず無戸籍になる場合ということがありますが、今回の場合非常に問題になっているのが離婚であります。法的な離婚ということについてこれが受理されるということになれば、当然男と女、両方の指名が記されて受理をされるというわけですが、いろいろな家庭の事情がありましてそれがなかなか出せないという、そういうご家庭があるわけです。

しかしながらそうは言っても、事実上は新しいパートナーを見つけて結婚なされたらと。結婚といいますか一緒に住んでお子さんができるということについては、なかなか戸籍については前夫との子であるのか今の夫の子であるのかというとき非常に議論が出るわけです。最近ではDNA鑑定というのがございますので、そこら辺を裁判所がどう認めてくれるのかということについては、これからなされるのであろうと思っておりますけれども、そういうような認識ではあります。

先ほど当市で数例とありましたけれども、それは具体的にどういう理由であったかということについての詳しい説明をまだ私は受けておりません。もう1点はなんでしたか・・・（「772条に言っていますけれども、900条というのが一番問題なのかなという、相続上の格差ですね」の声あり）無戸籍になった場合どのような不利益が生じるかということでしょうか。

戸籍がないということになりますと、例えばお子さんが学校等に入られたとしても戸籍がないわけですから、そうするとではこの子はどこから来ましたかと言われても証明が全くできないわけです。そういうところの不利益ということが当然あるわけです。ただ、年をとってくれば大人になるわけですが、その部分でやはり法律的にもきちんとした日本国民といたしましてであるというふうな部分が大事になるのだというふうには私は思っております。

腰越 晃君　戸籍がない、無戸籍というふうになら、言われているのですけれど、ちょっと私の認識が足りないのかもしれないかもしれませんが、もしできれば参考までに市の方から説明願いたいのですが。仮に私生児であっても父親の欄に記入がなくても出生届があれば戸籍というのは得られるのではないかなと私は理解しておったのですが、これは大きな間違いでし

ようか。

腰越 晃君 いったん休憩をお願いします。
議 長 休憩します。

(午後2時30分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後2時32分)

腰越 晃君 提出者にもう1回再度お聞きしますが、こういった非常に限定された私法上の問題が、やはり市議会という場で意見書を提出するというふうに、議会がとり扱うべき妥当性があるのかという問題について、私は疑問があると申し上げました。その点についてもう1回確認をしたいと。

寺口友彦君 市議会であるということではありますが、市民の中にそういう方がいらっしまったとすれば、それは民法は国法でありますので、の部分をやはり上にあげていかなければ民法は変わらないということですよ。そういう面での利点もあります。

もう1点はその窓口対応です。うっかりと受理してしまった、前夫の子であると。けれども裁判になってその後、あとの夫の子であるというような場合も出てくるわけですし、また、もしもドメスティックバイオレンスというのが市内であったとすれば、やはり市民生活に係わることですから、これは当然市がやっていかなければならない部分だというふうに私は思っております。

中沢俊一君 1点確認をしておきたいのですが、今、私生児でもという話がありました。このケースは私生児でもなくて、たまたま子どもが生まれたら離婚が成立して300日以内だったと。しかたがなく前夫の子どもとして登録する、とてもじゃないが思い出すのも嫌な父親の子どもとなんか認知したくないと。で、届けないでいるわけでしょう。私はこれは結構まっとうな法改正の趣旨だと思っております。当議会でも支持していくべきだと思っております。その辺のかかりだけちょっとさせてください。

寺口友彦君 中沢議員のお尋ねにお答えいたしますが、全くそのまま事実婚といいますが、実際その子はどなたのお子さんであるかということが一番大事であるし、その生まれた子どもに対してそういう戸籍があるなしの不利益があるということになれば、それは問題でありますので、中沢議員がおっしゃったとおりの思いを私は持っております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

腰越 晃君 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書、反対の立場で討論をさせていただきます。まずこの意見書を出すというその考えの趣旨が少しよく

わからないというところがまず1点あります。一つ目はやはり市議会という場がこういった高度な私法上の問題について取り扱うべきなのかということ。もちろんこういったこの問題で不利益をこうむっている市民が多数いるのであれば、やはり考えていく必要があるかと思えますけれども、非常に限定されております。

それと772条については、これは嫡出推定を決められている条文でありまして、至極当然の条文であります。こうした基本的な考え方がもしなくなるとすれば日本社会がどうなっていくのだろうと。子どもが生まれるということは結婚が前提であります。私は保守的な人間でありますので、この条文の改定というのは一切必要ない、そのように考えております。

あとドメスティックバイオレンスあるいは様々な婚姻生活上の問題に起因してなかなか無戸籍状態が続くと。これについての救済措置というのはこの中で2007年5月、法務省が医師の証明書等があればということもありますし、認知請求も当然できるわけでありまして、様々な面で制度的には整えられております。これを迅速かつ速やかに適正に行うというのは、これはやはり裁判所あるいは法務省の問題であって、すでにもう問題は提起されております。国の方でも今の鳩山法務大臣、重大な問題として受け止めるということで改善していく考えを示しております。

そういう中でこうした問題について、あえて南魚沼市議会が意見書を提出するところまで私は必要ないのではないかと。そういった意味で国の方の私は法改正まで必要ないと思っておりますけれども、様々な法務省の考え方、それから先ほど寺口議員からありましたようにドメスティックバイオレンス様々な問題を解決する手段としての一つの手続き制度というのは、考えていく必要はあるかと思えますが。繰り返しますがあえて南魚沼市議会がこの問題について意思表示をする必要がないと、そのように考え反対討論とさせていただきます。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

中沢俊一君 私はこの案件に賛成の立場で討論に参加いたします。立つ予定ではなかったのですが勉強不足をお許してください。まず婚外子の取り扱いですけれども、ご承知のとおりヨーロッパの方では特にこの婚外子が半分を超えている国もございます。なかなか日本の今までの倫理規定から照らし合わせれば馴染めないものがあると思えますけれども、現実には現実としてやはり動いております。これがまず第1点であります。

それから最近報じられたことでありますけれども、20歳でしたか21歳でしょうか。無戸籍の女性が結婚をして子どもさんが生まれました。愛する男性の子どもであっても自分が無戸籍だから子どもの戸籍を登録できない。これもまた不幸でございます。やはり事実は事実としてこの時代の流れに沿った法律の改正が必要だと思っております。日本も110年前の法に縛られることなく、倫理は倫理として守りながら、法は法として通していく、改正していく。これは必要だと思っております。そういう意味から賛成の立場で討論いたしました。よろしく申し上げます。

議長 ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第17号「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第17号は否決されました。

議長 日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第159条の規定によりお手元にお配りしました内容で、議員を派遣することに決定したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配りました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

議長 日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務についてそれぞれ会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成20年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。

起立をお願いいたします。どうも長い間ご苦労さまでございました。

(午後2時42分)